

荒川区地域公共交通会議設置要綱

平成 24 年 2 月 9 日 制 定

(23 荒 都 都 第 8 3 1 号)

(副 区 長 決 定)

平成 24 年 3 月 29 日 一 部 改 正

平成 24 年 5 月 29 日 一 部 改 正

平成 25 年 3 月 28 日 一 部 改 正

平成 29 年 4 月 1 日 一 部 改 正

令和 2 年 4 月 20 日 一 部 改 正

令和 5 年 12 月 15 日 一 部 改 正

(設 置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、荒川区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(協 議 事 項 等)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間等に関する事項
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

(構 成 員 等)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる者のうちから荒川区長が任命し、又は委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 荒川区長又はその指名する職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は旅客を代表する者
- (4) 国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 道路管理者
- (7) 交通管理者
- (8) 学識経験者
- (9) その他交通会議が必要と認める者

2 委員のうち前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに掲げる者である者については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、委員のうち第3条第1項第8号に掲げる者である者を会長とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議の議決の方法は、出席委員の全会一致によるものとする。ただし、意見が分かれる場合等採決が必要な場合は、出席委員の3分の2以上の同意又は会長の提示する議決方法で決するものとする。

5 会長は、交通会議の開催に当たり、やむを得ない事由により委員の出席を求めることが適当でないと認めるときは、書面による協議を行うことにより、交通会議を開催することができる。

6 第4項の規定は、前項の規定により開催された交通会議における議事について準用する。

7 交通会議の庶務は、防災都市づくり部都市計画課において処理する。

8 交通会議は、地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、連絡窓口又は通報窓口を定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第6条 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、協議の結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、交通会議に諮り、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年2月9日から施行する。

(委員任期)

2 平成24年2月23日からの委員の任期については平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第 19 回 荒 川 区 地 域 公 共 交 通 会 議 委 員 名 簿

NO.	区 分		所 属	委 員 名
1	学識経験者	会長	宇都宮大学 地域デザイン科学部社会基盤デザイン学科 教授	大 森 宣 暁
2	関係行政機関	国	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官	小 林 聡
3	道路管理者	東京都	東京都 建設局 第六建設事務所 管理課長	丸 友 文
4		荒川区	荒川区 防災都市づくり部参事 土木管理課長事務取扱	大 木 浩
5			荒川区 防災都市づくり部 基盤整備課長	鈴 木 健 史
6	交通管理者	警視庁	警視庁 交通部 交通規制課 管理官 調査担当	西 東 俊 郎
7			警視庁 荒川警察署 交通課長	猪 田 靖 紀
8			警視庁 南千住警察署 交通課長	佐 々 木 敦 司
9			警視庁 尾久警察署 交通課長	西 澤 久 美
10	運送事業者団体	事業者	一般社団法人 東京バス協会 乗合業務部長	富 樫 秀 樹
11			一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長	小 池 毅
12	一般乗合旅客自動車 運送事業者		東京都 交通局 自動車部 計画課長	井 上 清 一
13			京成バス株式会社 取締役営業部長	三 浦 裕 樹
14	一般乗用旅客自動車 運送事業者		社団法人 東京乗用旅客自動車協会 荒川区内事業者代表 (大日本自動車交通株式会社 代表取締役社長)	海 田 正 則
15	一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体		東京都交通運輸産業労働組合協議会 バス部会 幹事	永 見 則 雄
16	区 民	町会	荒川区町会連合会 会長	鳥 飼 秀 夫
17		団体	N P O法人 荒川区高年者クラブ連合会 理事長	今 井 政 子
18			荒川やさしい街づくりの会 代表	緒 方 明 美
19	行政執行機関	荒川区	総務企画部長	小 堀 明 美
20			区民生活部長	上 田 望
21			福祉部長	堀 裕 美 子
22			防災都市づくり部長	松 崎 保 昌
23			防災都市づくり部参事 都市計画課長事務取扱	諸 角 明 彦
事務局		荒川区	防災都市づくり部土木担当部長	川 原 宏 一
			防災都市づくり部 都市計画課 交通計画担当係長	渡 辺 雅 人
			防災都市づくり部 都市計画課 交通計画担当	福 留 怜

敬称略